

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）油井北側地区）計画を変更することについて平成30年4月4日認可した。

平成30年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造